

## ◇吉野久君

○議長（後松一成君） 続いて、10番の吉野久君の一般質問を許可いたします。10番、吉野久君。

（10番 吉野久君 登壇）

○10番（吉野久君） 一般質問いたします。

平成15年9月2日、地方自治法第244条、公の施設の設置管理及び廃止についての法律が改正の上、施行されました。これまで公の施設管理は公共団体や町が2分の1以上出資する法人に限定されておりましたが、この法律改正により議会の議決を経て民間会社を含む指定管理者から選定することになりました。

これに伴い、現在、社会福祉協議会や事業団、町が2分の1以上出資している第三セクターなどに管理を委託している事業は、平成18年9月2日—— 来年の9月2日までに指定管理者制度に移行するか、直営に戻すかが迫られております。しかし、実際には18年度予算編成の対応があるために今年度中に管理者を公募の上、選定し、議会で議決して条例を制定し、協定の締結まで至らなければなりません。

現在、美郷町でその対象となる施設は、清水苑やいきいき館、またサンワークの福祉施設、トレセンや自転車競技場の体育施設、サンアールやあったか山の温泉施設、ニテコ名水庵や湧子ちゃん、雁の里せんなんの観光施設、そのほか千畑地区のふるさと産物館やアクティセンター、仙南地区の種苗センターなど住民にとって非常に身近な施設が想定されます。私は、この指定管理者制度への移行はこれからのまちづくりに大きくかかわり、直接住民生活に影響する問題と認識しております。その観点から次の3点を質問し、町長の見解をお伺いいたします。

まず、第1点として、この指定管理者制度は小泉構造改革の流れの中で自治体のあり方を変える制度とし、官から民への一環として位置づけられています。また、総務省はこれまで直営の施設でも管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用するよう指示しています。町長はこの指定管理者制度をどう認識し、まちづくりにどう活用していくお考えでしょうか。また、現在、対象となる委託施設で直営に戻すべきものや、現在、直営の施設で将来的に管理委託すべき施設を想定しているのでしょうか。町長の政策をお伺いいたします。

次に、第2点として、政府はこれまで住民福祉の増進と均等なサービス提供のため公の施設の委託について厳しい制限をしてきました。しかし、この法律改正により公の施設管理を収益性を追求する民間会社が受託した場合、公平、平等なサービスの提供やその質、水準の低下と対価の問題、雇用者の身分や労働条件の問題などが指摘されています。また、住民の監査請求は法的に保障されておらず、議会に対して事業報告の義務はありません。そして、個

人情報保護の問題も心配されています。町長はこの問題点をどう認識し、どのような対応を考えているのでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

最後に、第3点として、現在、美郷町でこの制度の対象となる施設は福祉施設、体育施設、観光施設などそれぞれに性格や目的が違います。当然に議決事項の指定期間や委託費の協定内容も違わなければならないと考えます。また、管理者の選定基準もその施設の性格や目的に応じて変えなければいけないと考えます。町長は実際にこの制度を運用する際に指定期間や協定内容、そして指定管理者の選定基準をどう考えているのでしょうか。町長の方針をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 10番、吉野久君の一般質問に対する答弁を求めます。松田町長。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてですが、議員ご指摘のとおり、指定管理者制度は平成15年9月の改正地方自治法施行により規定された制度で、平成18年9月までに公の施設の該当施設については適用させなければならないことになっております。ご存じのとおり、この制度の趣旨は多様化する住民ニーズに対してより効果的に、より効率的に対応するため民間の能力を利用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減等を図ることを目的としておりますので、私といたしましてもそうした制度認識でいるところであります。また、住民ニーズに効果的、効率的に対応することは結果的に住民の安心感や満足感にもつながっていくことと思っておりますので、こうしたことがひいては住民のまちづくりへの参加意欲等につながっていくものと期待しているところであります。

さらに、ご質問の具体施設については現在、各課所管の施設について施設の機能、利用状況、現在の課題、維持管理経費等を精査し、指定管理者制度にのせるかどうか検討するところでありますので、具体のことは現段階では申し上げられないことにご理解いただきたいと存じます。

次に、各種問題点についての認識ですが、一般論として新たな取り組みには現状と比較した場合、必ず相違点が生じてまいります。その相違点を問題点と見るか、改善点と見るかはそれぞれの案件で抱えている事情や背景等によって違ってくるものと思っております。指定管理者制度についても新たな取り組みでありますので、現状との相違点は生じてくるものと存じます。その相違点を施設ごとに問題点と見るか、改善点と見るか、違ってきますので制度にのせるべき施設を検討する現段階にあってはそれ以上、踏み込めないことにご理解いただきたいと存じます。

なお、監査請求及び報告につきましては、地方自治法199条第7項に監査委員みずから、あるいは

町長が要求した場合、指定管理者の業務について監査することができると規定されておりますので、こうした制度を活用していくことが肝要と存じます。

また、個人情報の保護については条例で指定管理者に対し秘密保持義務を課しているほか、指定管理者の指定議決をいただいた後、個人情報保護について指定管理者と締結する協定の中で規定し、万全を期してまいりたいと存じます。指定管理者が条例や協定の規定に反し個人情報を漏洩するような事態が生じたときは、内容精査の上で指定の取り消し処分もあり得ると認識しております。

次に、指定期間や協定内容等に関してですが、指定管理者が公の施設において自主事業を計画し、事前に何らかの投資をする場合、あるいは過去において公の施設を管理した相当の実績がある場合などは指定期間としての複数年以上の指定議決をいただくことが適当ではないかと現時点では考えております。また、協定内容についてですが、指定議決をいただいた後、条例の規定に基づき基本協定を締結することになります。基本協定では管理する施設の概要、事業報告書の作成提出、損害賠償の義務、個人情報保護など主に指定管理者の義務に関する事項を定めるのが適切であろうと現段階で考えております。さらに選定基準についてですが、経営状況や事業実績、公共性についての取り組み実績といった団体としての業務実績、それと施設管理計画や人員配置計画、自主事業計画といった公の施設運営の計画性、この双方を検討し、選定することが必要と考えております。

なお、現在、指定管理者制度を導入する施設を検討中でありますので、具体の施設が決定すれば多少の調整は生じてまいるかもしれない旨もあわせて答弁させていただきます。以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 10番の再質問を許します。

○10番（吉野久君） 現段階で具体の政策的なものはなかなか出てこないとは思いますが、ただ、この制度は本当に近々に対応しなければいけないことですので、議員としてこの制度を考えた場合の私の考え方を述べて再質問いたします。

この制度のねらいは行財政での経費削減とスリム化、効率化と考えますが、それだけを重視する現在の風潮に疑問を感じております。まちづくりにおいては他町との差別化を目指した独自の政策もありますし、住民の福利厚生のために置く予算もあります。たとえ他町がむだと考えている切り捨てる予算、政策でも美郷町のまちづくりでは欠かせないものもあると考えております。民主主義の日本で競争原理そのものを否定はいたしません。しかし、思い出してください。市場開放や規制緩和後の日本の農業や零細な商工業はどうなったでしょうか。今年度中に町はこの制度に対応しなければなりません。後々後悔しないようにするために今、

町が考慮すべき大切なことは美郷町の将来あるべき姿を想定することと考えます。そして、行政の役割をいま一度確認することと考えますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。松田町長。

○町長（松田知己君） 吉野議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、この問題については喫緊の課題として対応しなければならない、さらに議員がおっしゃいましたとおり、行政のスリム化、行財政の効率化のみの観点ではいけないということは私も同じように認識しております。その上で町が将来、どういうふうな姿を望むか、それについては住民参画のもとでのまちづくりが望ましいし、また住民が参画した形の中で行政運営がなされる、それが私の考える町の将来像でありますので、そういった基本的な方針に沿うような指定管理者制度になるように今後、検討してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） 松田町長ならではのまちづくりに期待して、一般質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で10番、吉野久君の一般質問を終結いたします。